

平成28年度 救護施設 大阪市立第2港晴寮 事業計画

社会福祉法人みなと寮

1. 理念

- (1) 利用者一人ひとりの人格・人権を尊重し、自立支援を旨として社会福祉の増進に努めます。
- (2) 利用者本位の立場に立ち、常に笑顔でサービス提供し、顧客満足を追求します。
- (3) 「福祉の情報発信源」「地域交流の場」として地域福祉の拠点となり、社会貢献に尽くします。

2. 基本方針

- (1) 積極的な情報公開を行い、透明性のある運営を行います。
- (2) 法令遵守に徹し、個人情報保護に努めます。
- (3) 職員は常に目標・ビジョンを持ち、継続的に業務改善に真摯に取り組み、自己改革・自己実現を目指します。
- (4) 社会福祉法人としての専門性を生かし、常に「well being」を実践しつづけます。

3. 目的

生活保護法第38条第2項に定められた救護施設であり、保護の実施機関より依頼された、身体や精神に障がいなどがあり、経済的な課題も含めて日常生活を送る事が困難な人々を対象に、日常生活支援を行うことを目的とします。

また、地域生活移行支援や就労支援などに取り組み、地域での自立生活を目指し、循環型セーフティーネット施設として機能するために、利用者の地域や他種別施設への移行促進を図ります。(利用定員68名)

(平成18年度より大阪市から指定管理者として指定を受けています。平成28年度に4回目の指定更新がなされ、平成29年度まで指定を受けています。)

4. 重点項目

社会福祉法の一部改正への対応を中心に、重点的に以下の取り組みを行います。

- (1) 社会福祉法人及び救護施設の存在意義を高めていくため地域の福祉ニーズを把握し、地域公益活動・社会貢献事業に積極的に取り組む。
- (2) 安定した施設運営を行い、社会福祉充実残額を確定できるように施設の大規模改修、維持管理に備えた中長期計画を作成する。(16中・長期計画参照)
- (3) ホームページにて施設運営状況をきめ細かく公開し、透明性をさらに高めていく。
- (4) 役割・責任を明確にし、法人の意思決定が隅々まで速やかに行き届く組織作りを行い、あわせてコンプライアンスの徹底に努める。
- (5) 地域社協等関係機関と協働し生活困窮者自立相談支援事業を行うとともに、就労準備支援・就労訓練事業を推し進めていく。

5. 地域移行支援事業の推進

5-1 保護施設通所事業

救護施設退所者を当施設への通所、又は職員が居宅等へ訪問しての生活指導等を実施することで、居宅で継続して安定した自立生活が送れるように支援するとともに、施設から居宅への移行促進と緊急時の受入等の有効活用を行い、利用者の選択の幅が広がる支援を実施します。

内容 「通所訓練」 施設通所による、生活指導及び就労指導等
「訪問指導」 居宅等へ訪問による生活指導等

5-2 救護施設居宅生活訓練事業

救護施設に入所している利用者が円滑に居宅生活に移行できるようにするため、施設の近隣で訓練用住居を確保し、実際に居宅生活に近い環境で実験的に日常生活訓練・社会生活訓練を行うことにより、スムーズな居宅への移行へ繋がるよう支援を行います。

概要 訓練棟 3 部屋 / 3 名を対象とする。

訓練期間 6 ヶ月（最大1年）

エトワール朝潮橋 401 号・603 号・705 号 港区八幡屋 1 丁目 1 番 19 号

6. 日常生活支援

利用者の意向の把握に努め、今後の課題や方向性を位置づける材料とし、施設の提供しているサービス・設備の改善に努め、施設運営の最適化を図ります。

そのためには利用者本人だけでなく、家族や実施機関とも連携しながらより良いサービス提供に努めていきます。リスク回避の優先や先入観だけの支援とならないよう、常に個人々の有している能力の維持・向上ならびに長所に目を向け、過剰介護の禁止に努めていきます。また、地域生活への移行に向けて阻害要因解消の支援についても、専門職としての果たすべき意義と考えています。

6-1 個別支援計画

適切なサービス提供をするために、利用者個々の状態を正しく理解し本人の意向を尊重し、個別支援計画を策定していきます。

日々の支援は個別支援計画に基づき行い、PDCAサイクルによる計画・実行・評価・見直しのプロセスを重要視していきます。

6-2 苦情解決

相談・苦情の申し立ては、利用者のみならず、家族等や第三者（代理人）からも申し立てができるような体制を整え、苦情受付担当者、第三者委員を配置し施設運営やサービス内容の改善を求めることができるようにしています。

段階別に、個別面接、グループミーティング（小座談会）、施設座談会（全体会）と三つのステージを用意して、利用者が直接口頭で話せる機会を設けています。

また、事務所横に「意見箱」を設置し、匿名でも苦情や意見を申し出しやすい環境に配慮します。

6-3 リスクマネジメント

事故防止や事故後の適切な対応は社会福祉施設にとって重要な課題のひとつです。リ

スクは発生しうるものという前提に立ち、より質の高い施設サービスを求めるため、リスクマネジメントシステムの強化を図り、迅速な改善策の実行や業務マニュアルの見直しなど改善に努めます。

6-4 保健・医療サービス

春季と秋季に全員の健康診断を実施して、疾病の早期発見と早期治療に努めます。また内科・精神科医による健康相談の実施を通じて、心身の健康管理の支援を行います。

利用者の自主性を妨げることなく通院の介助や服薬を施設管理とする場合もありますが、最終目標はいずれも自己通院・自己管理です。

また月1回保健衛生懇談会を実施し、利用者に対する情報提供と保健衛生教育も実施します。常に情報収集に努め、最新の正しい知識を備え、利用者の健やかな生活の実現に尽力します。

6-5 感染症対策

集団生活の特性を良く理解し、利用者相互、施設職員や出入りする関係者などが媒体とならないように、感染症対策のマニュアルを策定し、日頃の意識の向上や「うがい手洗い」を基底に消毒の徹底を行い、特に冬期のインフルエンザ・ノロウイルス等の感染症予防に努めます。

6-6 食事・栄養サービス

生活の中で食べることは大きな楽しみの一つでもあります。栄養と嗜好を考え、雰囲気気を配り、四季折々に季節感ある食事や行事に伴う特別な献立を用意します。また「栄養懇談会」や嗜好調査を定期的に実施し常に利用者の意見を取り入れていきます。複数の中から選択可能なメニュー作りを強化し、食への興味付け並びに楽しみを演出していきます。健康の増進・体力の維持向上を図りながら正しい食生活のあり方を理解してもらおうとともに安全で楽しく豊かな食事の提供に努めます。

7. 社会生活支援

利用者の社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した社会生活を地域生活移行後も送れるよう、コミュニケーション作りや居場所作りを積極的に取り組んでいきます。

7-1 レクリエーション

生活の活性化を図るために様々なレクリエーション活動を準備します。レクリエーションにおいてはその精神作用や身体作用の他、付加価値と利用者の特性を考えて安全に楽しく実施します。

また、利用者自身が発案・計画し実施できるような体制を整え、利用者主体のレクを随時実施していきます。

7-2 クラブ活動

日々の生活の中で楽しみながら、また相互に学べる場として利用者が本当に望んでいるクラブ活動を整備拡充していきます。利用者ニーズを基に、新規設立や休止などには柔軟に対応します。

7-3 家族等との連携・交流

利用者と家族等との関係が希薄なものとならないように、施設の事業計画などの情報

や利用者の近況について、近況報告や広報誌等にて定期的に連絡を行い、調整・関係修復を図っていきます。実施機関へも定期的に報告することで連携をとり、利用者への支援を行っていきます。

8. 就労支援

精神的・身体的機能回復や社会復帰に不可欠な社会的適応能力の回復を目的として実施していきます。これらは日課のリズムを整え、規則正しい生活習慣を身につける役割も持ち、生活の活性化や外部就労への動機付けの向上を図るといった役割も担っています。

8-1 施設内作業

障がいの程度あるいは利用者の特性に応じた作業訓練（内職作業・清掃作業）を段階的に実施していきます。これは、施設内での就労準備や就労訓練(中間的就労)として位置づけ様々な自立へ向けた支援の一つとします。

8-2 施設外作業

法人内特別養護老人ホームなどの清掃業務を請け負い、外部就労の一步前の就労訓練として実施を行い、利用者の就労意欲の向上と自信回復と位置づけさらなる向上となるよう支援を行っていきます。

8-3 外部機関との連携

ハローワークやジョブコーチ等の有効活用、就労施策や制度にも目を向け、広域の就労支援を行っていきます。

9. コンプライアンス（法令遵守）による高い信頼性の確保

各種法令・指針（社会福祉法、生活保護法、個人情報保護法、虐待防止法、労働基準法、労働安全衛生法など）に定められている事項を熟慮し、情報収集を強化します。また、今求められている施設像の把握に努め、福祉施設としてのあり方に常に敏感な体制を保持していきます。コンプライアンス（法令遵守）による信頼性の高いサービスの確保が、透明性のある施設運営の第一歩という認識としています。

9-1 個人情報保護

個人情報保護に関しては、当法人の「個人情報に関する方針（プライバシーポリシー）」及び「個人情報保護規程」に基づいて慎重に取扱い、安全な情報管理のもとに個人情報が外部に漏洩することのないように徹底していきます。

9-2 人権への配慮

利用者個々の障がいに関係なく、利用者の人権や権利擁護の視点に立ってサービスを提供し、施設内外の研修も活用しながら人権侵害などが絶対に起こらないように周知徹底し、利用者が快適で自立した日常生活が送れるようにしていきます。

また、権利を実質的に保障するために障がい等により自己決定能力、選択能力が低下した人の財産管理やサービス等の契約・利用にあたっては「成年後見制度」、「地域福祉権利擁護事業」の活用を行っていきます。

9-3 虐待防止

虐待とは、利用者に対する不適切な言動や、利用者の心を傷つけるもの、また犯罪行

為となるものまで、幅広いものにとらえ、常に利用者の立場にたって利用者が身体的、心理的な苦痛等を感じることがないように努めていきます。それには職員一人ひとりの意識の向上が不可欠であり、年に1度は必ず「虐待防止チェックリスト」を実施し、その結果に基づき、研修や会議の場で議論し、職員の意識向上に取り組んでいきます。

9.4 プライバシー保護

利用者の「他人から見られたり知られたりすることを拒否する自由」が保護されるよう、設備面での配慮や職員の知識の向上を積極的に取り組んでいきます。

10. 情報公開

情報公開については、施設の活動状況が地域住民などに理解してもらえるよう、ホームページや広報誌などにて日常生活及び支援の様子、苦情解決状況やリスクマネジメント結果、財務情報など施設運営面まで積極的に情報発信していきます。また、常に内容の充実を図りつつ、できる限り情報を広く一般に開示することで、施設運営の透明性を図っていきます。(http://dai2kousei.jp)

11. 地域公益活動の推進

地域福祉ニーズの把握を行い救護施設の運営で培ったノウハウを活かし地域で障がいや生活困窮等の様々な課題を抱える方々への相談や支援を通じて地域へ還元出来るよう活動を行っていきます。

また、全国救護施設協議会の「救護施設が取り組む生活困窮者支援の行動指針」に積極的に取り組み、その達成度を高めていきます。

11-1 総合福祉相談窓口の設置

施設内に総合福祉相談窓口を設置、相談支援員を配置し困窮問題に関わらず様々な相談に応じます。施設所在地の自立支援機関や社会福祉協議会、コミュニティーソーシャルワーカー等と連携を図りワンストップでの支援を行っていきます。

相談窓口連絡先：06-6573-5575

11-2 一時生活支援事業

施設機能を活用し、住居の無い生活困窮者への一時宿泊提供や、食材の支援等を行います。

11-3 就労訓練事業・就労準備支援事業

認定事業所として、就労準備支援事業や、就労訓練事業（中間的就労）を実施し生活困窮者を受け入れ、生活リズムの構築や就労に必要な知識向上を行います。

11-4 学習支援事業

大阪市実施の子供アシスト事業に協力し、子供が学習に取り組める場を提供します。また、日常的な生活習慣、居場所づくり等子どもと保護者の双方に必要な支援を出来る範囲で行います。

11-5 家計相談支援事業

生活困窮者が自ら家計を管理できるように相談支援を行います。必要に応じて関係機関へのつなぎ、早期の生活再生を支援します。

1 2. 施設機能の開放

施設利用者の生活の自立化を促進するために、社会関係の拡大を図るとともに施設自身を地域の福祉資源のひとつとして捉え地域に根ざした活動を行います。施設の設備・機能を地域住民や地域の学校などに積極的に開放し、交流を通して地域住民も施設の運営に参画し、施設利用者と地域の生活ニーズを守り高めていくよう取り組んでいきます。

12-1 施設実習の受け入れ

利用者への最善のサービスを提供するためにも福祉に関する裾野を広げる取り組みが必要です。その一つとして実習生を受け入れ指導することは、実習生が福祉的センスを身につけるとともに自らの実践の後継者を確実に広げることにつながり、積極的に受け入れていきます。また実習指導者としての適切な知識・技術の習得を推進していきます。

・福祉関係大学および専門学校生・教員免許取得希望者の介護体験実習生など

12-2 ボランティアの受け入れ

定期的なボランティアを受け入れる事により、施設への理解を得るとともに施設の活性化、地域社会との接点、交流の機会の増加が期待されます。諸団体・グループとの関わりを図り、長期的には日常的な受け入れができるような関係づくりを目指していきます。

12-3 退所者への生活援助

退所された方が地域社会で安定した自立生活を送るために、対象者の来所、電話、訪問等により生活の各般にわたる相談にも柔軟に対応した支援を行います。退所者は地域関係者と位置づけ、施設行事への招待や情報提供によりバックアップ機能を担います。

12-4 地域活動への参画

港区社会福祉施設連絡会や田中地域活動協議会などの地域ネットワークに参画し、地域ニーズの把握に努め地域協働を行います。

12-5 地域防犯・防災対策

八幡屋センタービル合同防災訓練の実施や、地域における避難訓練等に参加し、災害時等には施設機能の活用や協力しあえる関係を築いていきます。また、町内会夜警等の防犯対策にも協力していきます。

1 3. 防犯・防災管理対策

13-1 防犯対策

不審者の侵入を未然に防止する為に、職員の巡回の励行、施設設備の整備・施錠の日常点検に努めます。また、職員等による体制の整備や地域の関係機関との連携を強化し、利用者の安全確保に努めます。

13-2 災害対策

出火防止、災害防止のため毎月1回防災設備等の点検管理を行い、不備欠陥のないよう安全の確保に努めます。また、有事に備え備蓄食料や物品の確保・定期チェックを行って行きます。

その他、防火バケツを各部屋に設置し、利用者・職員ともに防災に対するモチベーションの維持を図っていきます。

13-3 防災訓練

毎月1回災害避難訓練を実施して様々な状況（火事・地震・夜間・津波等）でも安全に確実に避難誘導できるよう訓練を実施します。また、想定外の自然災害についての対策も視野に入れ可能な限り利用者の安全を確保します。

13-4 指定避難所（福祉避難所）

災害対策基本法に基づき、指定避難所としての指定を受けており、災害発生時には、通常の避難所では生活に支障を来たす要援護者の方の受入を行っています。

13-5 津波避難施設

施設が入る八幡屋センタービル（港スポーツセンター）が大阪市の津波避難施設に指定されており、津波災害時等には、関係機関と協力し地域住民の安全確保に努めていきます。

14. 職員に関すること

施設職員として、利用者と信頼関係を結び、円滑にコミュニケーションをはかりながら利用者の心身の状態やニーズを適切に把握できる事が重要と考えています。また、チームとしてのアプローチがなければ継続的な支援は困難を極めます。職員一人ひとりがチーム（施設）の一員であるという認識のもと、専門職である一方、施設運営面をも踏まえた組織人としての調整能力を持った職員を求めています。また、内部・外部研修を活用し、介護福祉士や社会福祉士など有資格者集団を目指すことで、個々人の能力の底上げを行い、施設サービスの向上に繋がります。

職員の自己啓発力向上のため、法人意向調査や施設長面接などを活用し、目標を持って自己啓発に努める人間的成長を期待し、気持ちよく働ける職場作りを目指すことで向上心を刺激していきます。

14-1 研修

福祉施設の職員としての理念・倫理の醸成のため自発的な学習を奨励し、段階的に外部研修へ参加するとともに、内部研修を充実させ人権擁護等や福祉サービスの充実を図ります。また、専門的な知識の充実を図る為に適切な資格取得を奨励援助し利用者支援の向上に努めます。OJT・off-JTを使い分け、常に業務改善意識を持った職員育成を行います。

①プリセプター制度

新任職員の育成に重点を置き、先輩職員による業務指導を始め、様々な側面での精神面のサポートを行いながらスキルアップを図ります。また、先輩職員の業務の振り返りの場とすることで自己研鑽に努めていきます。

②階層別研修

初級職員・中級職員・監督者・管理者の4つの階層別に研修計画を作成し、全国・近畿救護施設研究協議会、大阪府・大阪市社会福祉協議会等主催の研修に参加し、各職位に必要とされる知識の向上に努めていきます。

尚、権利擁護に関わる外部研修には階層に関わらず積極的に参加していきます。

③施設内研修（職員研修会）

職員の資質向上と問題意識の整理、そして福祉サービス提供に対する役割の自覚等

の研修学ぶとともに、外部研修に参加した職員による伝達研修の実施や、人権・虐待防止といった権利擁護に関わる研修を実施していきます。

14-2 諸会議

①職員会議（月1回）

職員会議は職員全体を対象として開催し、具体的な施設運営、利用者へのサービス向上等の方針を決定する重要な会議であり、組織の意志と方向性を周知・徹底するという重要な機能を果たしています。施設の運営方針や社会福祉の現状や今後の動向等についても積極的に情報を提供し、施設長の考えや方向性も提起しながら職員全員の相互の意見交換を通して協力し合う場を提供しています。職員会議は施設運営上の基幹となる会議であり、実質的な内容を伴ったものとして、月1回開催していきます。会議のテーマは、次の5つを中心としています。

1. 事業計画（行事）の検討・見直し・改善
2. 施設運営（サービス全体について）
3. 各部署からの報告（保健・栄養・利用者サービス等）
4. 施設長の考え、方向性の確認
5. その他、緊急課題

②主担会議（月1回）

各部署の主担・副担の職員を中心とし、各部署間の連携強化を図り、利用者状況や運営状況について協議していきます。

③サービス検討会議（月1回）

支援方法や手順等の利用者サービスに直結する全ての問題を検討し、全体化していきます。また、マニュアル検討整備委員会と同時開催することにより業務内容の改善を図ります。

③虐待防止対策委員会（月1回及び、随時）

利用者への虐待など起こりうる可能性があることから、障害者虐待防止法、高齢者虐待防止法、DV防止法などを理解し、全職員が早期発見・早期介入出来るよう虐待の定義に限定せず基盤整備を行い虐待防止に努めていきます。また、職員のストレスなど心理状態を把握できるよう様々な機会・手法を活用し抑制に努めていきます。

なお、虐待が発生した際には臨時委員会を招集し早急に対策を検討していきます。

③リスクマネジメント委員会（月1回及び、随時）

利用者に直接関係する感染症や虐待防止、事故・ヒヤリハット報告等に基づくその原因や対策について協議し、再発防止などの改善策を講じ、利用者の安全確保に努めます。また、設備等環境面でのリスクについても常に意識し、両面から改善に努めていきます。また、重大事故が発生した際には臨時委員会を招集し早急に対策を検討していきます。

④苦情解決委員会（月1回及び、随時）

利用者からの苦情を聴き、単なるクレームと軽視せず、その問題を解決してより良いサービス提供ができるように検討していくとともに、業務内容の見直しを含め積極的に業務改善に取り組んでいきます。また、苦情受付を行った際には臨時委員会を招

集し、早急に対策を検討していきます。

⑤防災会議（月1回）

利用者の生活の安全確保のために、防災対策の認識と問題点の解決について検討協議をします。

⑦給食会議（月1回）

施設と委託業者の意思疎通を図り、食事サービスに関する全般的な意見交換・調整を行い、より満足度の高い食事サービスの提供を検討していきます。

⑧ミーティング（毎日）

始業時に全体ミーティングや、介護職員ミーティングを毎日実施し、利用者の日常に生起するサービスの諸問題を報告・検討し、職員間での連絡調整の徹底を図ります。

⑨個別支援計画策定会議（随時）

利用者の希望・要望を支援の中心に据えられるように、利用者の個別支援計画の策定、見直しなどを職員間にて検討していきます。

⑩マニュアル整備検討委員会（4半期毎）

利用者支援業務内容の見直しを始め、定期的にマニュアルを更新し、誰もが標準的な支援が行えるよう検討していきます。

⑪法人内施設 連絡会議（随時）

法人内施設の問題や課題、財務状況、職員の配置等、各施設の運営状況について共有化を図り、改善策等について検討していきます。

⑫法人内救護施設 施設長会議（随時）

法人内救護施設の課題や問題、支援方針、各施設の運営状況について共有化を図り、改善策等について検討していきます。

⑬法人内主任会議（随時）

救護・老人の種別を超えた施設現場レベルでの課題や問題、支援等の運営状況について共有化を図り改善策について検討していきます。また、必要に応じて管理者による研修会を実施し、中間管理職としての認識を高めます。

尚、種別会議では、法人内の救護施設における業務の標準化を行う為に検討を行います。

14-3 業務の効率化

①支援ソフトの活用

職員による利用者支援の情報共有を行い、個別支援計画作成やケース記録作成、預かり金管理等で業務の効率化を図ります。また、リスクマネジメント等について統計を取ることで、今後の利用者の支援に活かしていきます。

その他、法人救護施設共通掲示板の活用により法人内救護施設における情報の共有化を図ります。

②業務内容の随時見直し

日常業務に於いて常に課題や問題点を考えていき、様々な支援が実施出来るように日課及び支援方法について検討を行い、より効率的かつ効果的な業務となるように随時見直しを行っていきます。

14-4 福利厚生

福利厚生センター等を積極的に利用し、職員の健康管理やレクリエーション面の充実を図り、職場環境の質的な向上を目指す中で利用者の自立支援に有為なマンパワーの確保に努めます。

15. 外部評価への取り組み

組織運営、マネジメントの力や現在提供されているサービスについて外部の客観的な評価を真摯に受け止め、職員全員で分析・共有し不足するサービスの強化や改善事案の検討を重ねることで、「信頼され選ばれる福祉サービス事業者」を目指していきたくと考えています。

15-1 第三者評価

定期的に第三者評価を受審し、サービスの質の見直し・維持・向上に努めていきます。今年度、前回受審の期限を向かえるために受審に向けた準備を進めます。また、その結果を受けサービスの質の見直し・維持・向上に努めます。

証明書有効期限：平成28年3月28日（平成28年3月に再受審を行いました。）

15-2 外部監査

大阪府社会福祉協議会が実施する自主監査事業の活用や、公認会計士による外部監査を実施し、施設会計の透明性を確保し社会的信頼を確保していきます。

15-3 内部監査

法人内各施設において法人内連絡会議や救護施設長会議、法人内主任会議を通じて施設の運営状況の確認を行い相互啓発に努め、事業の透明性を確保し社会的信頼を確保していきます。

16. 中・長期計画

項 目	中期（平成 28～32 年）	長期（平成 33～37 年）
運 営	<ul style="list-style-type: none"> ○安定した利用率維持 ○施設運営状況の透明性の更なる向上 ○第三者評価の定期的受審によるサービス見直し・向上 ○指定管理の継続 ○設備の改修時期・費用の算出 	<ul style="list-style-type: none"> ○コンプライアンスの徹底 ○改修費用の計画的積立 (分煙設備設置の検討) ○地域公益活動への再投下
利用者サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○人権を尊重した支援、利用者主体の個別支援の推進 ○地域生活移行支援充実 ○生活困窮者自立支援の推進 ○安心・安全なサービス提供の継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活困窮者自立支援活動の継続 ○個々の求める自己実現の追求 ○良質なサービス開発・実施
地域への 公益活動	<ul style="list-style-type: none"> ○秋祭り、清掃活動の継続 ○地域ニーズの把握 ○港区社会福祉協議会を中心としたネットワークの強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域公益活動の拠点 ○地域コミュニティの活性化・地域自治の推進活動
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉人材（介護職員）確保の促進 ○プリセプター制度の内容強化 ○研修（OJT・OFF-JT）計画の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○専門的知識の向上 ○知的探究心の強い職員の育成
建物・設備	<ul style="list-style-type: none"> ○建物、設備の修繕・維持管理及び備品更新計画の立案と実施 ・消防設備改修工事 (中央監視盤・火災受信機・連動操作盤) (平成 28 年度～29 年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ○建物、設備の修繕計画の実施 ○備品の計画的更新

年間計画表

	日常生活支援			
	個別支援（生活支援）	保健・医療支援	食事サービス	
			栄養関係	特別献立
4月	日課・介助の見直し	処方内容確認	食事内容見直し	創立記念日 春献立
5月	身辺整理（居室整理）	春季健康診断	嗜好残菜調査	憲法記念日 みどりの日 こどもの日
6月	衣類整理（衣替え） 衣類購入	視聴覚指導	食中毒予防	虫歯予防デー 父の日
7月	寝具交換 障がい別サービスの見直し	熱中症対策	食中毒予防	七夕 海の日 土用の丑
8月	日課・介助の見直し 利用者ニーズアンケート	熱中症対策	嗜好残菜調査 食中毒予防	山の日 夏献立
9月	上半期の振り返り 寝具交換	処方内容確認	食中毒予防	防災の日 お月見 敬老の日 秋分の日
10月	衣類整理（衣替え） 衣類購入	秋季健康診断	視聴覚指導	体育の日 秋献立
11月	身辺整理（居室整理）	インフルエンザ予防接種	嗜好残菜調査	文化の日 糖尿予防の日 勤労感謝の日
12月	日課・介助の見直し	帰省者への保健指導 感染症予防	帰省者への栄養指導	冬至 クリスマス 大晦日（年越し）
1月	障がい別サービスの見直し	肺炎球菌予防接種	食事内容指導	元旦 七草 鏡開き 小正月
2月	利用者ニーズアンケート	感染症対策強化	嗜好残菜調査	建国記念日 冬献立
3月	年度総括 新年度へ向けての検討	感染症対策強化 年度総括	年度総括	ひな祭り 彼岸入り 春分の日
備考	ラジオ体操（毎日） 買物引率（毎週） 個別支援会議（随時）	保健衛生懇談会（毎月） 血圧体重測定（毎月） 全館消毒（毎日） 通院確認（毎月） 医療相談（随時） 投薬指導（随時）	栄養懇談会（毎月） 給食会議（毎月） 栄養指導（随時）	選択献立（週1回） 鍋料理（11～3月） ティータイム（週3回）

年間計画表

	社会生活支援		就労支援	
	施設行事	家族交流	施設内作業	その他
4月	観桜会		稼働能力の把握	就労情報の収集
5月	ゲーム大会	広報誌発行・送付	作業評価見直し 作業種目の検討	
6月	実業団相撲選手権大会見学 お笑いなにわ祭り見学		作業部屋整理強化	障がい雇用施策との連携
7月	林間学校	家族宛送付		
8月	日帰りレク（プロ野球観戦）	盆帰省確認	盆休み 作業還付金システム検討	就労支援団体との連携強化
9月	敬老祝賀会 日帰りレク	広報誌発行・送付	作業従事者懇談会 上半期の振り返り	
10月	秋祭り 区民祭り	秋祭り招待	稼働能力の把握	就労情報の収集
11月	野外生活訓練 合同文化事業		作業評価見直し 作業種目の検討	
12月	もちつき	帰省確認	作業部屋大掃除	障がい雇用施策との連携
1月	新年祝賀会・初詣 書き初め大会 カラオケ・ゲーム大会	家族宛送付 広報誌発行・送付	正月休み	
2月	車イスバスケット見学 節分（豆まき）		作業還付金システム検討	就労支援団体との連携強化
3月	オセロ大会		作業従事者懇談会 年度総括	
備考	座談会（毎月） グループミーティング ビデオ上映会（毎週）	近況報告（随時） 面会調整（随時）	作業時間 9:00~11:30、13:00~15:30 作業日：月～土（日祝除く） 作業還付金支給（10日）	就労相談（随時） ハローワークへの送迎、交通費支給

年間計画表

ク ラ ブ 活 動					
	美術クラブ	歌謡クラブ	書道クラブ	スポーツクラブ	園芸クラブ
4月	自由画作成	カラオケの自由練習	毛筆・ペン字の自由練習	wiiを活用した運動 近隣公園の散策	季節に応じた園芸の実施
5月	自由画作成	カラオケの自由練習	毛筆・ペン字の自由練習	wiiを活用した運動 近隣公園の散策	季節に応じた園芸の実施
6月	七夕飾り作成	カラオケの自由練習	毛筆・ペン字の自由練習	wiiを活用した運動 近隣公園の散策	季節に応じた園芸の実施
7月	折り紙を活用した壁画	カラオケの自由練習	毛筆・ペン字の自由練習	wiiを活用した運動 競技大会企画	季節に応じた園芸の実施
8月	折り紙を活用した壁画	カラオケBOX引率	毛筆・ペン字の自由練習	wiiを活用した運動 卓球	季節に応じた園芸の実施
9月	合同文化事業出展作品の作成 上半期振り返り	カラオケの自由練習 上半期の振り返り	合同文化事業出展作品の作成 上半期振り返り	wiiを活用した運動 卓球 上半期振り返り	季節に応じた園芸の実施 上半期振り返り
10月	合同文化事業出展作品の作成	カラオケの自由練習	合同文化事業出展作品の作成	wiiを活用した運動 近隣公園の散策	季節に応じた園芸の実施
11月	正月飾り作成	カラオケ大会へ向けた練習	毛筆・ペン字の自由練習	wiiを活用した運動 近隣公園の散策	季節に応じた園芸の実施
12月	正月飾り作成	カラオケ大会へ向けた練習	書き初め大会への準備	wiiを活用した運動 ボーリング大会	季節に応じた園芸の実施
1月	自由画作成	新春カラオケ大会	書き初め大会	wiiを活用した運動 卓球	季節に応じた園芸の実施
2月	自由画作成	カラオケの自由練習	毛筆・ペン字の自由練習	wiiを活用した運動 卓球	季節に応じた園芸の実施
3月	自由画作成 年度総括	カラオケBOX引率 年度総括	毛筆・ペン字の自由練習 年度総括	wiiを活用した運動 近隣公園の散策 年度総括	季節に応じた園芸の実施 年度総括
実施日	毎週金曜日 15:30~17:00	毎週土曜日 15:30~17:00	毎週水曜日 15:30~17:00	毎週日曜日 15:30~17:00	随時
備考	個々の趣味に合わせた作品作り	wiiを活用したカラオケの実施	外部講師の検討	肥満防止・運動不足解消のメニュー作り	通所利用者への収穫物の提供

年間計画表

	研 修 計 画		災害対策
	施設外研修	施設内研修 (職員研修会)	
4月	近救協 新任職員研修会	新人研修 生活困窮者自立支援法について	防災訓練
5月		個別支援計画について	防災訓練(夜間想定) 災害時備蓄品確認
6月	近救協 研究協議会(大阪府)	食中毒防止・衛生管理について	防災訓練 センタービル 緊急時対応調整
7月	近救協 初級職員研修会	利用者対応(クレーム等)について	防災訓練 消防機器説明
8月		法令遵守について	防災研修 普通救命講習会(AED)
9月	近救協 上級職員研修会	普通救命講習会 防災研修	防災訓練(津波地震想定)
10月	全救協 研究協議会(青森) 人権同和問題研修 成人施設部会 府外研修	リスクマネジメントの取り組み 苦情解決システムについて	防災訓練(夜間想定)
11月	全救協 救護施設福祉サービス研修会 生保連 一泊研修	人権研修 利用者の権利擁護について	防災訓練 秋の全国火災予防運動
12月	近救協 個別支援計画研修会 人権・感染症予防研修会	感染症について 看護処置について	防災訓練 年末年始特別計画 地域防犯への協力(夜警)
1月	各種人権研修会 厚生事業団体連絡協議会 救護施設福祉サービス研修会	虐待防止について(虐待チェックリスト)	防災訓練(地域合同)
2月	事業主の集い 近救協 精神障がい者支援実践講座	個人情報保護について	防災訓練 災害時備蓄品確認
3月		平成29年度事業計画と予算説明	防災訓練 (センタービル合同・ 消防署立ち会い) 年度総括
備考	成人施設部会等関係団体会合(随時) 関係団体総会(随時) CSW養成研修(随時) 就労訓練担当者研修(随時) 生活困窮者 主任相談員研修(随時) ※主催団体の実施状況により時期変動	伝達研修(随時) 見聞録研修(随時) 法人内研修(随時)	防災会議(毎月) 消防設備自主点検(毎月)

年間計画表

	施設機能の開放			地域公益活動
	自活者支援	実習生 ボランティア	地域交流	
4月	観桜会招待		センタービル会議	自立相談支援機関との連携強化
5月				地域関係機関との連携
6月		大阪教育福祉専門学校	センタービル会議 港区社会福祉施設連絡会	中間的就労の見直し
7月	林間学校招待			
8月			地藏盆手伝い センタービル会議	
9月	敬老祝賀会招待		敬老会への参加 普通救命講習会への招待	自立相談支援機関との連携強化
10月	秋祭り招待	秋祭りボランティア	秋祭り招待 区民まつりボランティア センタービル会議	地域関係機関との連携
11月	野外生活訓練招待			中間的就労の見直し
12月			年末年始特別警戒（夜警） センタービル会議	
1月	新年祝賀会招待 カラオケ・ゲーム大会招待		地域もちつき行事手伝い	
2月			センタービル会議	
3月				年度総括
備考	福祉相談・支援（随時） 中間的就労提供（随時）	介護等体験実習（随時） 職場体験（随時） 内定者職場研修（随時）	地域美化運動（隔週）	総合福祉相談（随時） 一時生活支援（随時）

平成28年度 生計困難者に対する相談支援事業 事業計画書（案）

社会福祉法人みなと寮

1. はじめに

救護施設大阪市立第2港晴寮は、第二種社会福祉事業「生計困難者に対する相談支援事業」を実施する。

この事業は、社会福祉法人として目に見える形で公益活動を実践するため、地域の援護を必要とする方に対する相談活動を活発化し、関係機関との連携を十分に行い、相談活動を行う中で、援護を必要とする方の心理的不安の軽減を図り、また必要な制度、サービスにつなぐこととする。そして、生活保護等の既存制度では対応できない方で、経済的困窮により医療や介護等の必要なサービスの利用が阻害されている方がいる場合、その費用等の全部または一部を支援する経済的援助を行う。

2. 総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカーやスマイルサポーター）の配置並びに総合生活相談活動

本事業を実施するために、当施設に総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカーやスマイルサポーター）を配置し、地域で生活課題を抱える方の相談が起こった際に対応し、課題の解決に努める。

3. 経済的援助

援助を必要とする方からの相談を重ねる中で、経済的援助の必要性を判断した総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカーやスマイルサポーター）は、相談内容に関する資料を作成し、施設長に報告するものとする。施設長は、総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカーやスマイルサポーター）からの報告に基づき、経済的援助の可否を決定する。

4. 研修会等への参加

総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカーやスマイルサポーター）は、相談援助技術の向上を目的に、各種研修会等に参加する。

- ① コミュニティソーシャルワーカー養成研修会
- ② コミュニティソーシャルワーカースキルアップ研修会
- ③ 相談援助技術研修会
- ④ その他、本事業実施にあたり必要な研修会

平成28年度 大阪市立第2港晴寮 生活困窮者就労訓練事業 事業計画
(生活困窮者自立支援法に基づく中間的就労)

社会福祉法人みなと寮

1. 目的

生活困窮者自立支援法に基づき、直ちに一般就労が困難な人に対し、就労の機会と必要な訓練等を提供する「就労訓練事業」（いわゆる「中間的就労」）について、生活困窮者が一般就労への移行へ向けて訓練計画を作成し実施する。

2. 就労訓練事業の対象者

就労訓練事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、自立相談支援機関のアセスメントにおいて、将来的に一般就労が可能と認められるが、一般就労に就く上で、まずは本人の状況に応じた柔軟な働き方をする必要があると判断された者であって、福祉事務所設置自治体より支援決定を受けた方を対象者とする。

3. 就労支援

就労訓練事業は、一般就労に直ちに就くことができない者に対し、本人の状況に応じ、就労の場を提供するものであるが、その最終的な目標は、対象者が支援を要せず、自立的に就労することができるように支援を行う。

このため、対象者の就労状況を適切に把握し、作業内容について助言を行うほか、自立相談支援機関とも連携の上、対象者が一般就労に就くことができるようにするための相談援助その他の支援を行うために下記の内容を実施する。

- ①就労支援プログラムを策定する。
- ②対象者への就労等の状況を把握し、必要な相談、指導及び助言を行う。
- ③自立相談支援機関及び関係機関との連絡調整を行うこと。
- ④以上のほか、対象者に対する就労等の支援について必要な措置を講じる。

4. 訓練の内容及び定員

対象者については、専門的な技能及び知識を持っていることや、それを生かした業務を行うことができる可能性は、一般的には低いと想定され、対象者の中には、一定の作業量を定時に行うことができない者が一定程度含まれ、対象者の個々の適性を把握した上で、必要に応じて既存の業務を分解すること等により、対象者の状態や就労訓練事業における就労形態（雇用型、非雇用型）に応じた施設内作業を分割して行う。

【訓練内容】

館内清掃、敷地内清掃、シーツ交換、配膳補助、農園作業など

【定員】

6名

5. 雇用関係の考え方

就労訓練事業における就労は、対象者の状態に応じた業務内容や、多様な就労の仕方が想定されることに鑑み、雇用契約を締結する場合（「雇成型」）及び雇用契約を締結しない場合（「非雇成型」）の双方の形態を対象者の状況に応じて実施する。

5-1 雇成型

雇成型の場合は訓練計画という形式ではなく、一般の労働者に求められるような一定期間（半期等）ごとの個人目標の形式で就労支援プログラムが策定され、これに基づき、就労支援担当者及び自立相談支援機関による状況把握も、当該期間について実施する。（最低賃金の確保）

5-2 非雇成型

非雇成型の場合は就労支援プログラムが訓練内容を定めた計画（訓練計画）に基づき、就労支援担当者及び自立相談支援機関による定期的・継続的な状況把握を行い雇成型に結びつくよう支援を実施する。（インセンティブによる賃金の支払い）